

主な農業制度資金

[illegible]

△ 機械の賃借料に限る。
 ※1 認定農業業者のみ対象
 ※2 農業生産活動に直接要する経費が総事業費の概ね1/2以上を占めていれば貸付可能
 ※3 経営開始初年度および経営規模拡大時に限る。
 ※4 認定就農計画における所得目標、技術評価などの要件を満たす者に限る。

※9 畜産経営又は施設園芸経営を含む経営の場合は、記載された貸付限度額の4割の金額を貸付限度額とする。

※10 エコファーマーとは、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、持続性の高い生産方式の導入に関する計画を作成し、認定された者。

※11 農業改良資金融通法第4条に規定する特定地域資金の貸付を受ける者。